ては、これらの規定によって算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
［一～八十三略］ 八十四　消防団員の活動環境整備に要する経費があること。	次の各号によって算出した額の合算額とする。 一　消防団員の準中型自動車免許の取得に係る経費に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。 二　消防団員が災害に対処するため出動した際に生じた自動車又は原動機付自転車に係る損害に対する共済事業に係る市町村の分担金の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
［口　略］	
［四・五　略］	
［2・3　略］	

附　則

（算定額が著しく多額となる場合の算定方法の特例）

第三条　第二条第一項第一号の表第十六号、第二十八号若しくは第三十七号若しくは同項第三号の規定の適用を受ける道府県又は第三条第一項第二号の表第一号、同項第三号イの表第十六号、第二十号、第三十八号、第四十二号若しくは第六十三号、同項第三号ロの表第一号若しくは同項第六号の規定の適用を受ける市町村について、これらの規定によって算定した額が著しく多額となる場合においては、当分の間、これらの規定にかかわらず、これらの規定によって算定した額の一部を当該年度の特別交付税の額の算定の基礎から除き、翌年度以降の特別交付税の額の算定の基礎とすることができる。

（道府県に係る十二月分の算定方法の特例）

第四条　令和二年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によって算定した額に、次の各号によって算定した額（第三号に掲げる額については、これらの規定によって算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　へき地保健医療事業実施計画（以下この号において「計画」という。）を実施する道府県について、次の算式によって算定した額

算式

A＋B＋C×0.6＋D＋E×0.6＋F×0.6

ては、これらの規定によって算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
［一～八十三同上］ ［新設］	
［口　同上］	
［四・五　同上］	
［2・3　同上］	

附　則

（算定額が著しく多額となる場合の算定方法の特例）

第三条　第二条第一項第一号の表第十六号、第二十八号若しくは第三十七号若しくは同項第三号の規定の適用を受ける道府県又は第三条第一項第二号の表第一号、同項第三号イの表第十六号、第二十号、第三十八号、第四十二号若しくは第六十三号、同項第三号ロの表第一号若しくは同項第六号の規定の適用を受ける市町村について、これらの規定によって算定した額が著しく多額となる場合においては、当分の間、これらの規定にかかわらず、これらの規定によって算定した額の一部を当該年度の特別交付税の額の算定の基礎から除き、翌年度以降の特別交付税の額の算定の基礎とすることができる。

（道府県に係る十二月分の算定方法の特例）

第四条　令和元年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によって算定した額に、次の各号によって算定した額（第三号に掲げる額については、これらの規定によって算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　へき地保健医療事業実施計画（以下この号において「計画」という。）を実施する道府県について、次の算式によって算定した額

算式

A＋B＋C×0.6＋D＋E×0.6＋F×0.6